

# 防火の声

秋 令和7年  
季号 AUTUMN



太田地区防火安全協会

## 消防長あいさつ



太田市消防本部  
消防長

小島 一也

令和7年4月1日付で、太田市消防本部消防長に就任いたしました小島一也と申します。

平素より会員事業所の皆様におかれましては、消防行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

近年我々消防行政を取り巻く環境は、年々厳しさを増しております。気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、また記録的な猛暑・高齢化社会の進展に伴う救急需要の増加など、かつてない変化の時代を迎えております。さらに、今年は全国的に大規模な林野火災が多発し、2月に発生した岩手県大船渡市林野火災では、緊急消防援助隊群馬県大隊として当消防本部から延べ20隊64名の隊員が派遣され、消火活動等を行いました。

こうした状況の中、私は就任にあたり「組織力の強化・人材育成」、「消防団の強化・再編」、「消防施設等の維持管理」、「火災予防の更なる推進」、「災害対応能力の充実強化」、「救急体制の充実強化」、「高機能消防指令センターの更新整

備」、「消防 DX・広報活動の推進」の8つの方針を掲げ、限られた人員・装備・施設を最大限に活用し、総合的な消防力の向上を図っているところです。

当地域は、北関東屈指の工業都市として地域経済の発展が見込まれ、新たに進出した企業も増えており、多くの皆様が防火管理者や危険物取扱者としての資格を取得し、定期的に講習を受講するなど事業所から災害を出さないように努力していただいているところです。

当消防本部といたしましても、より適切な予防行政を推進するとともに、消防活動体制の充実強化に努め、災害事象に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる消防組織体制の構築に取り組んでまいります。

「災害に強いまちづくり」を実践するうえで、地域、企業における防災力の強化、防災意識の向上は最重要と考えておりますので、皆様におかれましても、今後とも消防本部と連携を保ちつつ企業防災を推進していただき、地域住民の皆様と地域社会の安全確保のため、引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、太田地区防火安全協会のご発展と関係各位のご健勝とご多幸を祈念いたしましてご挨拶といたします。

# 令和7年 秋季全国火災予防運動

11月9日(日)から15日(土)までの一週間、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

会員事業所におかれましては、効果的な運動の展開に御協力いただきますようお願いします。

## 秋季全国火災予防運動 実施要綱

### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

### 2 防火標語

(2025年度全国統一防火標語)

**『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』**

### 3 実施期間

令和7年11月9日(日)から

11月15日(土)までの7日間

### 4 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

### 5 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 放火火災防止対策の推進



## 住宅防火 いのちを守る10のポイント

### 4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### 6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

# 『新しい防災拠点としての庁舎に』



大泉町役場

契約管財課長

関田 直也

近年、気候変動の影響等により、日本各地でゲリラ豪雨を始めとする激甚な気象災害が頻発しています。さらには南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の切迫性が指摘されており、住民の生命・財産を守るため、自治体としての災害対策機能や住民生活に直結する行政機能を確保することが、ますます重要になってきています。

## ◆災害に強い新庁舎の建設を進めています

大泉町役場の現庁舎は、昭和49年に建設され、現在に至るまで設備の改修工事や修繕などにより、適正な維持管理に努めてきました。一方で、建物の老朽化が進んでいることや耐震性が不足していることなど、多くの課題を抱えています。

また、東日本大震災及び熊本地震では、多くの自治体で庁舎が被災し、復旧や復興に大きな影響があつたと聞き及んでいます。

そのような課題を解決するため、町では、「新庁舎整備の基本的な考え方」を策定し、この考え方

を踏まえて、基本計画・設計を行い、令和8年5月の供用開始に向け、災害に強い新庁舎の建設を進めています。

## ◆災害時の機能維持に向けて

新庁舎では、高い耐震・耐火・耐久性を有する構造を採用するとともに、停電・断水等を伴う災害時においても事業継続が可能となるよう、災害に強い中圧ガス導管からのガスインフラ引込や、井戸水の削井、自家発電システムの整備等を行うことで、災害時の機能維持に万全なライフルラインを確保しています。

また、災害対策本部の迅速な設置やスムーズな災害対応を目指し、災害対策の中核を担う部署を集約して配置することで、災害に強い体制づくりを図っています。

## ◆平時に個々でもできる取組を

災害の被害を少なくするためには、一人ひとりがいつ発生するかわからない災害に備えることが重要となります。日頃から、水や食料の備蓄(最低3日分)、非常持ち出し品の用意、ハザードマップの確認、避難先を家族で決めておくなど、自分たちでできることから一歩ずつ始めていきたいと思います。



## 令和7年度総会を開催

令和7年5月27日(火)太田市消防本部5階会議室において、太田地区防火安全協会総会が開催されました。はじめに、各表彰伝達が行われたあと、令和6年度事業報告及び歳入歳出決算が報告され承認されました。また、令和7年度事業計画及び歳入歳出予算が可決されました。



## 令和6年度 優良事業所等表彰受賞者

群馬県保安表彰	
【優良保安従事者表彰】	松野 和之 (株式会社パソナ日本総務部 東日本BPO事業本部 北関東広域エリアサービス部)
関東甲信越地区 危険物安全協会連合会 定例表彰	
【諸設備の充実と安全管理功労表彰】	桐生小型運送株式会社
群馬県 危険物安全協会連合会 表彰	
【危険物 保安優良事業所 表彰】	(順不同)
両毛丸善株式会社 セルフ内ヶ島給油所 ヤナセ製油株式会社 関東営業所 東毛福祉事業協同組合	
【危険物 取扱優良従事者 表彰】	(順不同)
木 村 孝 広 今 泉 一 男 佐 藤 博 人	(澤藤電機株式会社) (株式会社 SUBARU 群馬製作所) (モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社 太田事業所)
太田地区 防火安全協会 表彰	
【優良 事業所 表彰】	(順不同)
太田市立南小学校 毛里田児童館 社会福祉法人 育美会 生品保育園 学校法人河上学園 認定こども園 えのき幼稚園 両毛丸善株式会社 太田高林給油所 佐々木商事株式会社 新田みどり農業協同組合世良田給油所 株式会社イトネン	
【優良 危険物取扱者 表彰】	(順不同)
細 井 基 喜 五 十 巖 純 也 木 島 直 哉	(モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社 太田事業所) (サッポロビール株式会社) (桐生小型運送株式会社)

## 屋内消火栓及び消火器取扱い研修会の開催

令和7年6月25日(木)及び26日(木)の2日間、太田市消防本部中央消防署・東部消防署・西部消防署・大泉消防署において屋内消火栓及び消火器取扱い研修会が開催されました。

管内53事業所239名の参加があり、訓練用屋内消火栓及び初期消火体験装置を使用して、操作要領の習得と初期消火技術の向上を図りました。



## 第1回危険物取扱者試験準備講習会の開催

令和7年5月22日(木)太田市消防本部5階会議室において、第1回危険物取扱者準備講習会

が開催され、31名の受講者が講習を受講しました。



## 第1回安心安全セミナーの開催

令和7年7月11日(金)、太田市消防本部5階会議室において、第1回安心安全セミナーが開催されました。

管内42事業所146名の参加があり、職場の

同僚や家族がもしものときに備え、AEDの使用方法や心肺蘇生法を習得し救命率の向上を図りました。

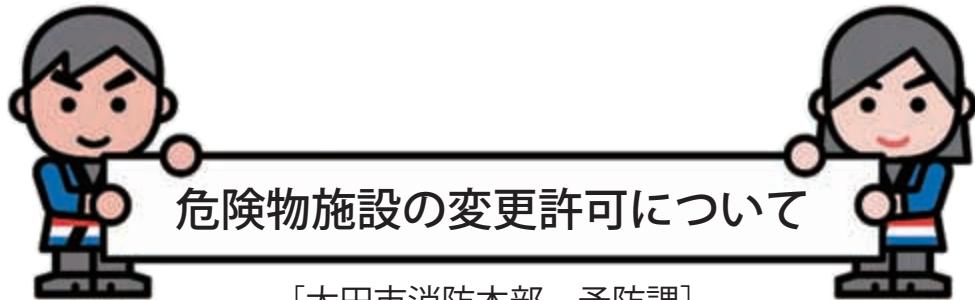


## 危険物取扱者保安講習の開催

令和7年8月21日(木)午前、午後の2回、太田市藪塚本町文化ホールにおいて危険物取扱者

保安講習が開催され、午前128名、午後84名の受講者が講習を受講しました。





危険物施設の変更許可とは、危険物の貯蔵、取扱、製造を行う施設の変更を行う際に、消防法に基づき必要な許可を得る手続きです。

許可を得ずに工事に着手することはできません。

### ○変更許可が必要となるケース

指定数量以上の危険物を貯蔵または取り扱う危険物製造所等の位置、構造、設備を変更する場合。

### ○変更許可の申請手続き

① 事前相談 :	変更工事を行う前に、消防本部予防課に相談し、申請に必要な書類や手続きを確認してください。
② 申請 :	申請書と関連書類に手数料を添えて予防課に提出してください。
③ 審査 :	消防本部予防課では、申請書の内容を審査して必要に応じて調査を行います。
④ 許可 :	審査の結果、問題がないと判断された場合、変更許可証が交付されます。
⑤ 着工 :	許可証を受領後、変更工事に着手することができます。

### ○変更許可が必要ない軽微な変更

危険物施設の位置、構造、設備に関する軽微な変更（例えば、配管の補修など）については、変更許可ではなく、変更届出が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

### ○その他

- ・変更許可の申請にあたっては、手数料が必要となります。
- ・許可後に、再度変更が発生した場合、変更内容に応じて、さらに許可申請が必要となる場合があります。
- ・危険物施設には、位置、構造、設備に関する技術上の基準があるため、事前に消防本部予防課に確認してください。

○太田市消防本部管内（太田市・邑楽郡大泉町）で危険物施設の変更を行う場合は、消防本部予防課（TEL：0276-33-0202）に事前に必ずご相談ください。

# 電気火災に注意しましょう



電気器具類が原因となる火災は年々増加しています。現代社会では多種多様な電化製品が作り出され、電気器具類の火災のリスクは、常に存在しています。私たちの生活の身近には、常に火災のリスクが潜んでいることを忘れずに、適切な使用・維持管理に努めていきましょう。

消防庁の  
ホームページにて  
動画で解説!



## プラグ・コード類

多くの電化製品に共通する、**プラグ・コード類でも多くの火災が発生**しています。

### ▶ 折れ曲がりによる発火

コードを強く折り曲げて使用していると、内部の配線が部分的に断線し、その部分が発熱し発火する場合があります。



### ▶ 踏みつけにより発火

コードを踏みつけている場合にも、折り曲げと同じように、踏まれている部分が発熱し、発火する場合があります。



### ▶ 差し込み不足により発火

プラグが完全に差し込まれていない状態で使用していると、電気抵抗が増してしまい、プラグが加熱されます。この状態が続くと急に発火する場合があります。



### ▶ トランクeringによる発火

プラグを長期間差し込んだままにしておくと、ほこりや湿気により、火花放電を繰り返し、やがて火災に至る場合があります。(トランクering火災)



### ▶ たこ足配線により発火

延長コード・タップにたこ足配線をすると、タップの定格電流を上回る電流が流れ込み発熱し、この状態が続くことで発火する場合があります。



### ▶ 束ねていたことにより発火

コードを束ねたり、巻き付けた状態で使用していると、束ねている部分に熱がこもり、発火する場合があります。



## 火災予防対策とまとめ

プラグ、プラグの差し込み口には、ホコリなどのゴミがたまっていないか確認しましょう。日頃から配線の状態、差し込み状況などを確認し、タップは定格電流を超えないよう管理しましょう。経年劣化により緩くなった受け口、ぐらつく差し刃なども、発火する可能性があるので、抜き差しをして確認しましょう。プラグ・コード類は、家具などの物陰にあることが多い、日頃から気にすることは少ないと思います。点検を行い、異常を見つけ、火災を防ぎましょう。

## 充電式電池・リチウム電池

近年火災原因として増加が著しいのが、モバイルバッテリーのように繰り返し使える充電式電池です。

### ▶ 水に落としたことによる発火

洗面所などで水に水没させた場合、内側に水が浸み込み、異常が生じ、通電時などに内部でショートして発火する場合があります。



### ▶ 落下による発火

落下などにより、大きな衝撃が加わると、変形や電池内部の損傷により、発火することがあります。



### ▶ 低温下で充電したために発火

低温下での電池の充電は、電池に損傷を与える恐れがあり、発火に至る可能性があります。



## 火災予防対策とまとめ

充電式電池は、説明書をしっかりと確認し使用方法を守るとともに、電池をぶつけたり、濡らすなどしてしまった時は、電池に異常がないかしっかり確認し、電池が膨らむなど少しでも異常があれば、使用をやめましょう。充電式電池は近年使用が増え、それに伴い火災件数も増えています。原因は様々で、使用方法の不備や改造、製品の不良などがあります。PSEマークが表示されているかなどを確認し、一定の安全が確保されているものを使用し、火災を起こさないようにしましょう。

# 消防職員が住宅用火災警報器の取付けを支援します！

太田市消防本部  
太田地区防火安全協会

## ● 支援内容

65歳以上の高齢者世帯を対象に  
消防職員が設置のお手伝いをします。

- ① 住宅用火災警報器等は、ご自身でご用意して下さい。
- ② 住宅用火災警報器の購入を希望する方は、2,500円程度で斡旋しております。



## 受付・お問い合わせ

受付・取付け時間 平日のみ 9:00~16:30

※受付は身分証等をお持ちになって、お近くの消防署へお越しください。

太田市消防本部予防課	0276-33-0202
中央消防署	0276-32-6119
西部消防署	0276-56-8119
東部消防署	0276-40-2119
大泉消防署	0276-62-3119



## 事業所の関係者の皆様へ

「いつの間にか消防法違反」になってしまいかねませんか？  
建物を増改築するときや、用途を変更するときは  
**事前に消防署へ相談してください**

飲食店、福祉施設などの用途に変更したり、これらの用途が入る場合



一般住宅、共同住宅等



宿泊施設、福祉施設等として使用



共同住宅、事務所ビル等



飲食店、物販店等の入居



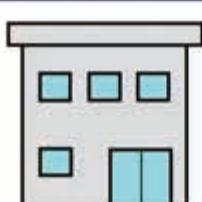
建物の増築や隣接建物との接続をする場合



階の増築

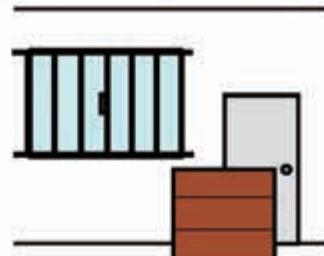
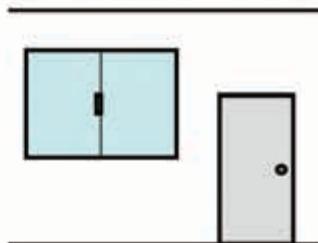


増築・接続



増築・接続

荷物などで開口部（窓や出入口）を塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合



開口部に格子取付け・開口部前の物品存置

建物で上記の変更を行う場合は、新たに屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備の設置が必要となるなど知らない間に消防法違反となる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。※消防法に違反した場合、消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。

※防火対象物使用開始届の提出も忘れない！

新たに店舗等で建物の使用を始める場合は、使用を開始する7日前までに消防署へ届け出る必要があります。

### 【問合せ先】

消防本部予防課	0275-33-0202
中央消防署	0275-32-6119
東部消防署	0275-40-2119
西部消防署	0275-56-8119
大泉消防署	0275-62-3119

# 試験日程

## 令和7年度 後期 消防設備士試験 日程

試験日 令和8年1月17日土、1月18日日

受付期間 書面・電子申請：令和7年11月21日金～令和7年12月2日火

試験会場 前橋市：グリーンドーム前橋

試験手数料 甲種 6,600円／乙種 4,400円

※試験は、1日目の土曜日午後から2日目の日曜日午前、午後に亘り、それぞれの種類を限定して実施されます。詳しくは、一般財団法人 消防試験研究センター群馬県支部 TEL (027) 280-6123 にお問い合わせください。

## 令和7年度 第Ⅲ期 危険物取扱者試験 日程(太田市)

試験日 令和8年2月8日日

受付期間 書面・電子申請：令和7年12月12日金～令和7年12月23日火

試験会場 関東学園大学

試験手数料 甲種 7,200円／乙種 5,300円／丙種 4,200円

※第Ⅲ期危険物取扱者試験が、前橋市及び高崎市にて令和8年2月14日土の日程で予定されています。また、試験時間等の詳細については、一般財団法人 消防試験研究センター群馬県支部 TEL (027) 280-6123 にお問い合わせください。

### ◆表紙写真の解説

〈防火ポスターコンクール最優秀作品〉

令和6年度防火ポスターコンクールにおいて、三井彪雅さん（太田市在学）の作品が最優秀作品に選ばれ、防火ポスターとして太田市消防本部管内に配布し、火災予防運動に活用されます。



### ◆ホームページのご案内

〈太田市消防本部 予防課〉

<https://www.city.ota.gunma.jp/soshiki/75/>



火災・救急・救助は  
局番なしの**119**  
通報は慌てずハッキリと!!

● 病院案内テレホンサービス  
**0276(45)7799**

あとがき

事務局より

この会報を会員皆様の身近なものにするため、投稿をお待ちしております。  
テーマは自由ですので事務局（予防課）までお願いします。

## 防火の声 第120号

発行日／令和7年10月27日

発行所／太田地区防火安全協会

印刷所／吉田印刷株式会社

事務局／太田市消防本部予防課